

重 要**教育職員免許法及び同法施行規則改正に伴う教職課程履修に関する注意事項について**

教育職員免許法及び同法施行規則が改定され、2019（平成 31）年 4 月 1 日より施行されます。これに伴い、2019（平成 31）年度入学者から新法に基づく新教職課程が開始されます。現在、本学では教職課程の再課程認定申請を行っており、審査結果は 2019（平成 31）年 2 月頃に出される予定です。本学で教職課程の継続が決定した場合、第一種免許状においては旧法が適用される者と新法が適用される者とで、教員免許状取得のために必要な科目・単位数に変更が生じますので、十分に注意して下さい。

科目等履修生

- ・2018（平成 30）年度末までに、旧法による免許状取得要件（※）が整った場合は、旧法が適用されます。
- ・2018（平成 30）年度末までに、旧法による免許状取得要件（※）が整わなかった場合は、新法が適用されます。

大学院生（学群・学類の科目等履修生として第一種免許状に係る科目を履修する者）

- ・2018（平成 30）年度末までに、旧法による免許状取得要件（※）が整った場合は、旧法が適用されます。
- ・2018（平成 30）年度末までに、旧法による免許状取得要件（※）が整わなかった場合は、新法が適用されます。
- ・2019（平成 31）年 3 月以前に学群・学類を卒業し、2019（平成 31）年 4 月以降に大学院生となり、学群・学類の科目等履修生となる場合も、新法が適用されます（学群・学類在学時から教職課程の履修を継続する場合でも新法が適用されます）。

学群・学類生**2019（平成 31）年度以降入学者**

- ・新法が適用されます。

2018（平成 30）年度以前の入学者

- ・2019（平成 31）年度以降も引き続き学群・学類生として在籍する者は旧法が適用されます。本学を卒業までに旧法による免許状取得要件（※）が整った場合は、旧法による免許状取得が可能です。
- ・本学を卒業までに旧法による免許状取得要件（※）が整わず、2019（平成 31）年度以降に学群・学類の科目等履修生として教職課程の履修を再開または新たに開始する場合は、新法が適用されることになります。

※旧法による免許状取得要件には、教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定められる科目及び介護等体験は含みません。

第 6 6 条の 6 に定められる科目とは・・・日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位（本学における「その他の科目」）を指します。

新法が適用される場合（新課程）の一種免許状取得に関する履修上の主な変更点

○科目区分の変更に伴う新しい授業科目の開設

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目（1 単位以上）及び「総合的な学習の指導法」に関する科目（1 単位以上）の修得が必要となります。

○「各教科の指導法」の必要修得単位の変更

旧課程では 2 単位以上でしたが、新課程では中学校一種免許状は 8 単位、高等学校一種免許状は 4 単位の修得が必要となります。

問い合わせ先：グローバル教師力開発推進室（生物・農林学系棟 A107） gkyoushiryoku@un.tsukuba.ac.jp

（メールにてお問い合わせください。その際は、氏名、所属、連絡先も明記してください。）